

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
（當日が休日は、その翌日）

び二等空士の採用試験の日時及び場所を次のとおり定めたので、同令第百  
七十七条第一項の規定により告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石破二朗

日 時 場 所

昭和四十一年十二月十六日 午前九時から午後四時まで 鳥取市銀治町

自衛隊鳥取地方連絡部

昭和四十一年一月二十日

" "

昭和四十一年二月二十四日

" "

昭和四十一年十二月十七日 倉吉市仲之町

自衛隊倉吉分駐所

昭和四十一年一月二十一日

" "

昭和四十一年二月二十五日

" "

昭和四十一年十二月二十日 米子市西三柳

" "

陸上自衛隊米子駐屯部隊

- ◆告示
- 二等陸士等の採用試験の日時及び場所
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録

" "

種畜証明書の交付

国民健康保険法第三十七条第一項の規定による療養取扱  
機関からの申出の受理

国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の  
都道府県療養取扱機関となる申出の受理

" "

土地配分計画の作成

選挙管理委員会の招集

風俗営業等取締法による聴聞の実施

- ◆正誤
- 昭和四十年十一月十九日付け鳥取県告示第六百号中訂正

告示

鳥取県告示第六百三十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第一百七十七条第一項及

び第百十八条の規定に基づき、昭和四十年度第四次二等陸士、二等海士及

## 鳥取県告示第六百三十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年告示第八十七号)第九条の規定により告示する。

年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。  
昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定期間

年月日

乙表点数表

名 称 所 在 地 診 療 科 名

岩本診療所

西伯郡名和町大字御来屋一〇一八

放射線科、小兒科、内科

岩本 滋弥

昭和四十一年十二月一日

採用点数表

名 称 所 在 地 診 療 科 名

岩本診療所

西伯郡名和町大字御来屋一〇一八

放射線科、小兒科、内科

岩本 滋弥

昭和四十一年十二月一日

乙表点数表

## 鳥取県告示第六百三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定期間

年月日

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

久場 兼功 米子市角盤町一丁目

角一莊

鳥医一一七三

昭和四十年十一月二十九日

採用点数表

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定期間

年月日

乙表点数表

## 鳥取県告示第六百三十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定期間

年月日

## 鳥取県告示第六百三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十年十二月十四日

種畜證明書番号	名	前種類生年月日	产地	血統	母統	成績住所	飼養者名
昭四十鳥取地第一号	八田 肉用牛	昭三九、一〇、二〇	八頭郡八東町	第五三栄竜	第八あたらし	三級	八頭郡郡家町下山薰
第二号	中峯	"	"	五、二	"	郡家町新	まるばし
第三号	中川	"	"	二八	"	船岡町第五三栄竜	第六さわだ
第四号	第八薰	"	"	七、二〇	米子市八幡	第六吉花	きくさかえ
第五号	第五旭	"	"	一〇、三	西伯郡岸本町	あさひ二	日吉津村
第六号	瑞豊	"	"	五、二八	日野郡江府町	第三十三東豊	第三うづき
第七号	福光	"	"	四、六	溝口町司	第三十三東豊	日野郡日野町
第八号	第三栄光	"	"	九、一六	江府町	えいこう	大下勲雄
第九号	郷文	"	"	七	東伯郡大栄町花	たみ	東伯郡東伯町亀本正人
第十号	俊	"	"	八、一〇	東郷町花	にしつかさ	種子鶴一
第十一号	花谷	"	"	六、五	倉吉市椋波	ますおふくい	山根芳蔵
第十二号	政川	"	"	四	大河内	まるみや	飛村常蔵
第十三号	郷高	"	"	三	東伯郡東伯町花	まかべ三	三朝町
第十四号	第二花元	"	"	四、二六	倉吉市中河原花	かだに	川北庄一
第十五号	春霜	"	"	六	日野郡溝口町	北条町	赤崎町
							農林省鳥取種畜牧場

## 鳥取県告示第六百四十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名 所 在 地

申出の受理の年月日

稻田医院

山口歯科医院

上原産婦人科医院

倉吉市塙町二丁目五之一番地

西伯郡西伯町法勝寺三三三ア一

昭和四十年四月一日

米子市立町四丁目四一

七月十日

七月二十四日

## 鳥取県告示第六百四十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱 所 在 地 法第三十七条第五項の規定による申出の受理年月日  
機関名

木村医院 米子市東倉吉町六八番地 全国都道府県 昭和四十年八月二十八日

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱 所 在 地 法第三十七条第五項の規定による申出の受理年月日  
機関名

島医院末恒 鳥取市伏野一七〇九ノ一 全 国 昭和四十年八月十四日

## 鳥取県告示第六百四十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱 所 在 地 法第三十七条第五項の規定による申出の受理年月日  
機関名

周防内科医院 米子市上後藤字外浜道 東三二四番地 全国都道府県 昭和四十年六月十二日

歯科吉田医院 米子市和田町 松井医院 西伯郡淀江町大字佐陀 東京都  
稻田医院 " 西伯町字法勝寺 三三三ノ二 全国都道府県 " 七月 九日  
山口歯科医院 米子市立町四丁目四一 " " " 十日  
上原産婦人科 倉吉市塙町二丁目九二 六ノ一番地 " " 二十四日

鳥取県告示第六百四十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十四日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱 所 在 地 法第三十七条第五項の規定による申出の受理年月日  
機関名

島医院末恒 鳥取市伏野一七〇九ノ一 全 国 昭和四十年八月十四日

区分	地区名	所在地	入植	増反	摘要
土地	(工区) 逢坂 上中山 外四山	郡	町村	大字	予定完渡口数
"	"	西伯	中山	羽田井	二
"	"	大山	豐房		一三八・一二一
"	"				三
"	"				二・九三三
					既增反者追加配分
					新規入植者二戸分
			宅地	二口	二・〇〇〇反
			農地	二口	六八・四一四反
			薪炭林地	二口	二〇・九〇四反
			採草地	二口	四六・八〇三反

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和四十年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年十二月十四日

定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

#### 一 聽聞の期日及び場所

昭和四十年十二月二十三日 午前九時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

#### 三 議題 任意制公営立会演説会について

## 公安局会告示

### 鳥取県公安局会告示第三十四号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規定に基づく

### 鳥取県公安局会告示第三十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づく

き、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年十二月十四日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十年十二月二十三日 午前十時から  
鳥取市東町鳥取県警察本部内  
鳥取県公安委員会委員室(県庁七階)

二 聽聞当事者の住所及び氏名

1 鳥取市津ノ井二七三の五	自動車等運転者	入江 椎史
2 鳥取市北本寺町三一住谷アパート内	自動車等運転者	房安 邦
3 鳥取市湯所町一丁目七七一	自動車等運転者	山根 久昌
4 八頭郡郡家町大字郡家六六四の五	自動車等運転者	井上 重徳
5 八頭郡河原町大字天神原五三三	自動車等運転者	宮本 通尹
6 八頭郡智頭町大字市瀬六一	自動車等運転者	芦谷 満雄
7 気高郡氣高町大字勝見八七	自動車等運転者	恩田 貢
8 気高郡鹿野町大字閑野一〇一	自動車等運転者	土橋 孝行
9 気高郡氣高町大字日光三一九	自動車等運転者	山花 延晴
10 倉吉市宮川町一七六の三	自動車等運転者	米田 敏之
11 倉吉市西倉吉町一三七	自動車等運転者	中桐 忠夫
12 東伯郡関金町大字大鳥居一、〇七七	自動車等運転者	鳥飼 敏雄

正

誤

昭和四十年十一月十九日付け鳥取県告示第六百号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁段行  
六下二

誤  
十九

正  
二十